令和6年第6回安平町議会臨時会会議録

令和6年7月19日(金曜日) 午前10時00分開会

- 1 招集年月日 令和6年7月19日(金曜日)
- 2 招集の場所 安平町議会議場
- 3 出席議員(10名)

議席番号

 1番 工 藤 秀 一
 2番 米 川 恵美子
 3番 小笠原 直 治

 4番 鳥 越 真由美
 7番 三 浦 恵美子
 8番 箱 崎 英 輔

 9番 内 藤 圭 子
 10番 高 山 正 人
 11番 梅 森 敬 仁

 12番 多 田 政 拓

4 欠席議員(2名)

議席番号

5番田村興文 6番工藤隆男

- 5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者 町 長 及 川 秀一郎 教育委員会教育長 井 内 聖 代表監査委員 小 川 誠 一
- 6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

町 長田中一省 総務課長岡 副 康 弘 政策推進課長 渡 邊 匡 人 総務課参事池田恵司 政策推進課参事 山 口 税務住民課長 奥 田 浩 司 崇 税務住民課参事 佐々木 智 紀 産業振興課長 森 池 和 哉 建設課長塩谷慎嗣 建設課参事伊藤 富美雄 健康福祉課長 阿 部 充 幸 健康福祉課参事 小板橋 憲 仁 水 道 課 長 佐々木 貴 之 水道課参事谷村英俊 総合支所長村上純一

- 7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者 教育次長永桶憲義教育委員会参事佐々木英生
- 8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長木林一雄

〇議事日程

日程番号	議案番号	付 議 案 件
日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		行政報告
日程第4	議案第1号	令和6年度安平町一般会計補正予算(第3号)について

- 本日の会議に付した事件 議事日程に同じ
- 〇 会議録署名議員 議長は、本臨時会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

3番	小笠原	直	治
8番	箱崎	英	輔

会議の顛末

〔開会・開議 午前10時00分〕

◎ 議長あいさつ

[議長起立]

○議長(多田政拓君) おはようございます。第6回安平町議会臨時会のご案内をしましたところ本日議員各位並びに説明員の皆様方の参集をいただきました。ご苦労様です。7月に入りましてから気温が非常に高い時期が続いていますし、更にはコロナの罹患者が増える傾向にございます。町内でも施設で散見されるようになってきましたので、議員各位並びに説明員の皆様方各自健康管理に留意をされて審議をお願いしたいと思います。本日の審議は議題としては数が少ないですが、よろしくお願いしたいと思います。

6月定例会以降の議会における服装についてはノーネクタイと軽装での 出席を認めていますので、暑い場合は上着を脱いで体調管理をしていただく ようお願いします。

会議の前に報告します。5番田村議員と6番工藤隆男議員から欠席の届け 出がありますのでご報告します。それでは臨時会を開会します。

◎ 開会・開議宣告、議事日程の報告

〇議長(多田政拓君) 只今の出席議員数は10名です。定足数に達していますので、只今から令和6年第6回安平町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は先に配布のとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(多田政拓君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第123条の規定によって

3番 小笠原 直治 議員8番 箱崎 英輔 議員 を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長(多田政拓君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします、本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思いますが、 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日1日 限りと決定いたしました。

◎ 日程第3 行政報告

〇議長(**多田政拓君**) 日程第3、**行政報告**を行います。町長から発言の申し出 がありますので、これを許可します。

[及川町長举手]

- 〇議長(多田政拓君) 町長。
- **〇町長(及川秀一郎君)** 皆さんおはようございます。当日配布の行政報告含めて3件報告させていただきます。

まず1件目ですが、富岡みずばしょう園で発生した事故による損害賠償についてです。令和6年4月21日午後3時40分頃、水芭蕉の鑑賞に来園されたご夫妻が、木製の橋の上で鑑賞中に床版の、床ですね、床版の崩落により両名とも湿地帯に落下し、その際に男性は右手の甲を負傷、女性は左手首を負傷しました。早来駐在所長の立会いのもと実況見分が行われ、身体の負傷のほか衣服が汚れ、スマートフォンなどが水没してしまいました。

事故の原因につきましては、橋脚となる丸太と横桁となる角材を接続するボルト周辺から角材が腐朽し、腐朽というのは金属で言う腐食のようなことです、腐朽し床版を支えきれない状態になったところ荷重に耐えきれなくな

り落下したものと思われます。また、事故があった木橋につきましては平成25年に新設し現在まで老朽化した部材を交換しながら維持管理をしており、今年に入ってからも木橋の点検や腐朽した床版の交換を行っておりましたが、事故が発生した箇所については異常が発見できなかったことから開放し来園者に利用していただいておりました。

損害の賠償に関してですが、本来であれば保険対応するところ、相手方との交渉により一旦町が損害を賠償し、その後保険会社から町へ補填する方法を取ることにしました。損害賠償の額につきましては現在交渉中でありますが、和解による合意形成がなされた場合は専決処分を行い、速やかに解決していきたいと考えております。また、富岡みずばしょう園は毎年多くの方にご利用いただいていることから、来年度に向けて損壊した橋をリニューアルしたく、直近の議会に補正予算を計上させていただきたいと考えているところです。

以上、富岡みずばしょう園で発生した事故に関する損害賠償等についてご報告いたします。

次に2件目です。安平町商工会による追分ふれあいセンターいぶきの町への無償譲渡に向けた協議についてです。追分町商工会が建設した追分ふれあいセンターいぶきについては、平成16年3月に完成し、翌月の4月から商工会が施設を運営しているところですが、令和6年度安平町商工会通常総会議案書の令和6年度事業計画案に、商工会早来本所と追分支所の統合及びいぶき移管に向けた協議を重点事業のひとつとして位置づけ、本年5月17日に開催された通常総会において承認された旨、6月18日に商工会長から私、町長に対して報告がありました。以上、安平町商工会による追分ふれあいセンターいぶきの町への無償譲渡に向けた協議についてご報告いたします。

続きまして3番目です。安平川において測定されたPFASに関する対応についてです。北海道開発局が実施しましたPFASの水質検査に関する対応についてご報告いたします。この調査は、ラピダス社への工業用水供給を控え、苫小牧工業用水第二施設取水堰において、供給前後の水質モニタリングをするためにPFASの水質検査を実施したもので、国の水質基準の暫定目標値である50ng/0を超える59ng/0が、原水である安平川から測定されたという北海道からの報告を踏まえ、安平町として令和6年7月16日、安平川の支流及び上流を取水とする北進浄水場、追分本町浄水場、旭浄水場の3か所において水質検査を独自に実施したものです。調査結果には約1週間を要しますが、暫定数値目標を超えるPFASが測定された場合に備えて、現在全ての浄水場において、活性炭による除去の準備を進めているところです。なお、PFASは、有機フッ素化合物の総称で、金属メッキ処理剤や調理器具のコーティング剤など幅広い用途で使用されていますが、水道水の水質検査51項目の対象外となっています。安平町では浄水場の上流域にPFASの排出源となり得る施設が無いことから、これまでPFASの検査は実施してい

ませんが、町民の安全・安心を確保するためにも、今回のこの調査結果により継続したモニタリングを検討して参ります。

以上、PFASに関する対応についてご報告いたします。以上3件です。

○議長(多田政拓君) 町長の行政報告が終わりましたが、行政報告に対して質 疑があれば1議員1回に限り内容確認程度の質疑を認めます。質疑はありま せんか。

[高山議員挙手]

- 〇議長(多田政拓君) 高山議員。
- O10番(高山正人君) 私の方から富岡地区のみずばしょう公園の、この事故についての確認をさせていただきたいと思います。参考資料としてこの写真を載せていただいた図面、配置図等がありまして、これを確認する限り非常に材料等の腐食がある。これはこの一本ならず、もっとたくさん結構傷んでいたのではないかなと。確認の仕方がどのように行われていたかというのが非常に、この問題は確認事項としては大きなことになるのではないかなと思うし、今まではこれでよかったのかもしれませんが、これは全部やり直しますよと言ったら相当の金額、次回に予算計上されるかなと思うのですが、これはシーズンオフにそんなに皆さん見るものでもないので、水芭蕉自体は1か月もあるかないかというような時期的なものですので、それ以降も点検をどのような形でされていたのか。シーズン前にどれぐらいの点検をしていたのかということはもうちょっと詳しく説明をいただければと思います。

[塩谷建設課長举手]

- 〇議長(多田政拓君) 建設課長。
- ○建設課長(塩谷慎嗣君) 点検方法ですが、毎年シーズン前に業者の方と一緒に現地に行きまして床板が腐っている部分については張り替えるというやり方。それから職員が橋を歩いて板に損傷がないかを点検して歩くと。かく言う私も事故の1週間前、現地に行って点検というか確認はしていたということで補修が終わったところの確認もしていましたし、この事故についてもそんなに事故が起きるような状況ではなかったのですね。ただ、シーズンが始まって多くの方が来られたという部分もあったと思いますし、そこで重みの部分で更に老朽化した部分が逝ってしまったかなと。点検方法として歩いて点検するだけでいいのかと言われた時に、例えばの話、コンクリートとか鋼橋ですと叩いて直したり確認はするのですが、橋の場合も一応見ることは見るのですが、それが表面上わからない場合もあるのですよね。実際にはこの中の部分が腐っていると。例えば丸太とその横桁を組み合わせる時にボル

トを使うのですが、ボルトの部分が腐食はするということで錆びてはくるのですが、そこに亀裂とかが入ってくればわかるのですが、なかなかそこが発見しづらかったということで、今回そこには至らなかったということです。

○議長(多田政拓君) 他にありませんか。

[三浦議員挙手]

- 〇議長(多田政拓君) 三浦議員。
- ○7番(三浦恵美子君) 私は3件目の当日配布の安平川において策定されたPFASに関する対応についてということなのですが、こちら結果が出なければ町としてしても何とも言えない部分ではあるのかなと思うのですが、安平川は水道水と農業用水を取っている大切な安平町としての水源なので、町民の皆さんからも心配の声が私個人にも聞かれていまして対応策をとるというふうにしっかりと報告はされたのですが、今後の対応についてと経過についてなど町民に対して説明をする場を設けるのかというのが1点。あと今後の水源の確保の方向性についても安平川ではなく、ちょっと違う方法を検討されていくのかどうか。現時点でわかる範囲でお願いします。

[谷村水道課参事挙手]

- 〇議長(多田政拓君) 水道課参事。
- 〇水道課参事(谷村英俊君) まず説明の場を設けるかというところですが、こ ちらも結果次第になるのかなとは思っています。ただ、調査結果が出次第、 ホームページ上ではまずはお知らせはしたいと思っています。今回測定され ました場所については、苫小牧市の安平川の下流でして、安平町の浄水場か らは距離があること、また、有機フッ素化合物は自然発生するものではなく て、その排出源となる施設が自然豊かな浄水場の周辺流域には存在しないこ と、更に言うと国が定めている水質基準をクリアしているということから現 状では測定されないという想定ではいます。ただ、あくまでも水質検査の結 果を待ちたいとは考えています。その結果次第と言いますか、そこで例えば 1000ngが出たとか、そういった給水停止をしなければならないとか、あとは 生活用水のみだけにしてとか制限をかけるとかになれば、もちろん説明会は 必要かなと考えています。それと万が一の話ですが、浄水場の処理した時に PFASが出てしまった場合については、一番やる方法としてこれまで日本 の中でやってきている浄水場の対応は水源の切り替えなのです。活性炭によ る除去もできるのですが、これはあくまでも論文、文献の中で有効であると はされているのです。ただ、実際にそれを浄水場で活性炭を使って飲み水と して使った事例がありませんので、そこら辺についてはそれも何ng出るのか

によってではあるのですが、水源の切り替えはもちろん最悪の事態としては 想定しています。ただ、現状では数値によりますが、もし発生したとしても 活性炭の除去、あるいは数値自体が出ないのではないかという想定で考えて います。以上です。

○議長(多田政拓君) 他にありませんか。

[内藤議員举手]

- 〇議長(多田政拓君) 内藤議員。
- ○9番(内藤圭子議員) 私のところにも不安の声が寄せられていて、新聞ではちゃんと苫東で取水して検査したと書いてあるのですが、でもニュースとかであのように報道をたくさんされてしまうと、今飲んでいる水が危険なように町民の人たちが感じている人がたくさんいるというのは現状事実で、何らかの方法で町として今の現状はこういうところで調べた段階のことで今安平町が検査している今現在のことを情報発信があってもいいかなって、心配だっていう声がたくさん寄せられたので私も戸惑ったのですが、そういう人たちには直接説明できますが、そうではなく不安に思っている人に対してもそこは説明した方がいいのではないかなと思いました。

〔及川町長挙手〕

- 〇議長(多田政拓君) 町長。
- ○町長(及川秀一郎君) 先ほど水道課谷村参事が答弁した中にも入っていましたが若干経過含めてお話しますと、月曜日が祝日だったのですが、夕方に公営企業管理者の方にお電話してほしいという連絡が振興局の方からいただいて、個人の携帯だと思うのですが直接電話させていただいて、苫東第2工水のところの原水と取水した後の数値で先ほど報告した59ng、これ1ℓあたりで出たということで、直接説明しに伺いたいということでお電話いただきましたので、翌日朝9時に、その日直ぐに要望で出張も入っていたので朝一に来ていただいて、こちらの方も水道課サイドだけではなく、当然農業関係も関係すると思って産業振興課の課長だったり、更には税務住民課の環境生活のグループの方も参事だったり担当者も集めて説明を受けました。

北海道としてはその日の4時頃に報道に対して説明をするという話でしたので、安平町としてもその水質検査結果が1週間かかるというものですから、その結果を踏まえてからでなければ色んなことを、想定の中で言っても可能性は色々あるでしょうし、また、道内でも全国でもあまり事例が同様の事例が少ないというふうに、論文とかそういったものもその後調べましたが、いくつか事例はありましたが、そういったこともあって情報共有したり

北海道と連携しながら進めていかなければならないですねということで、ただ、一番急ぐのが上水道の取水もしているということなものですから、そこが町として安平川水系のところで先ほど申し上げた北進であったり、追分の本町、旭のその3か所で、これは安平町の方の検査ということで北海道と連携をしながら、北海道は8か所ですが、そういったところでの打ち合わせをさせていただいて、そしてまずはその日は終わったということです。

うちとしても水道課を中心に活性炭は効果があるということで吸着をする。でも昨日もずっと確認をしてもらっているのですが、なかなか単純ではないと。うちも活性炭は20kgぐらいあるのですが、それをどれぐらいの量を投入するのか、そういったものを近隣の浄水場であったり、水道協会とか色々確認してもやっているところはないのですね。ですからそれを入手するにも結構な時間がかかってくるということもあるし、逆にその活性炭を入れることによって違う数値が跳ね上がる可能性だってあるわけです。ですから、やるにしても慎重にしなければならないという部分も昨日色々と調べていく中でわかってきたことであります。いずれにしても北海道とそこは連携しながら対応し、水質検査の結果後、上水の方では問題なかったとしても下流域のどういった場所で、ある程度絞られてくると思いますので、絞られてきた時には今度原因をどう調査していくかをこれ町だけではなかなか難しいことでありますので、北海道の環境部の部長さんもその際には来ていましたので、環境サイドであったり公営企業の管理者のサイドと合わせて情報共有しながらやっていかなければならないなと思っています。

それで札幌に期成会の要望がちょうどその日に、17日に翌日ですね期成会要望があったので、一応それが終わった段階で公営企業管理者のところにお寄りしてその日の朝の庁舎内での打ち合わせ結果であったり今後の対応についても直接お寄りしてご説明してきましたし、また、振興局長の方にも同じ日に電話でありますが、同じ状況の説明もさせていただいています。

いずれにしても検査結果を踏まえてその数値でもあります場所によって 色々と先ほど申し上げた原因が様々考えられるのでしょうけど絞り込みと いうのが今の段階ではできていませんので、調査結果を踏まえてまた調査で あったり内容の検討分析をしていかなければならないと思っています。

〇議長(多田政拓君) 他にありませんか。

[米川議員挙手]

- 〇議長(多田政拓君) 米川議員。
- **〇2番(米川恵美子君)** 今一番問題なのは発がん性が指摘されているということなのですね。だから今発見されたことが最近のものなのか、それかいつ頃からこういう状態の水が町民の飲食に供給されていたのか。その辺のところ

遡って調べられるのかどうか。もし調べられるのであれば調べる手段を町の方では色んな機関を通して明らかにしてほしいと思います。それからもし健康被害ということはどうかわかりませんが、町民が一番心配するのは頼りにしている水はこの水道水しかありませんので、健康被害が一番心配していますので、どんな結果があろうと、どんな対応をしようともこれは町民にお知らせしなくてはならないことだろうと思いますので。ただ一般的にあびらチャンネルだとかホームページでということではなくて、議会にきっちりと報告していただきたいと思います。私ども議員は町民にご説明しなければならない責任を持ってこの立場にありますので、議会に報告していただきたいと思います。これで安平川の件については終わりますが、もう1点いいですか。じゃあ先に答弁していただきます。

[及川町長挙手]

〇議長(多田政拓君) 町長。

〇町長(及川秀一郎君) いつ頃からというか今回水道水の検査項目は51項目あ ると先ほど申し上げました。その中にこのPFASというのは有機フッ素化 合物ですが、フッ素その他の化合物も検査項目には水道水は入っているので すが、それは無機フッ素化合物ということで、今回は有機フッ素化合物とい うことで、飲料水の検査項目にも今入っていないと。昨日も新聞等でも報じ られていましたが、環境関係の部会の中でそういったものの義務化について も検討が始まったということもありますから、これ安平町だけのことなのか そうではないのかもPFASの水質検査というのは当然なにも義務化にな っていなく調査もしていない。これは安平町だけでなくそういうものだと理 解していますので、その水質検査結果をいつ頃からと言われても、もともと 検査していなかったところがあります。ただ、論文だったり環境関係の方た ちが従前に調べたところのものは私も昨日拝見しましたし、安平町も環境ア ドバイザーということでお願いしている方もそれに詳しい方もいて、やりと りも一部担当者してくれていますので、先ほどの繰り返しになりますが、場 所がわかればそういったものを調査していくにあたって北海道だけでなく、 我々も環境問題の中で色々とつながっている方もいらっしゃるものですか ら、先生方のお知恵もお借りしながら対応していかなければならない。当然 飲料水ですから健康被害を一番心配しているというのは我々も町民と同じ、 一番心配していますので、お知らせについてはまずスピード感が求められま すのでホームページだったりあびらチャンネルの文字情報の中では水質検 査結果については速やかに公表していきますが、その後のそれだけのために 議員の皆様方に来ていただいてもそれ以上の情報がないわけですから、その 後北海道との調整だったりやりとりをして今日は臨時議会がちょうど予定 されていたので当日配布となりましたが、議会の場で報告させていただきま

した。これからも機会を設けながら、場合によっては全員協議会になるかも しれませんが、きちんと議員の皆様方に重要な案件ですので説明する場を設 けさせていただければなと思っています。

[米川議員举手]

〇議長(多田政拓君) 米川議員。

○2番(米川恵美子君) しっかり議員が町民の皆さんに説明できるような調査結果をお知らせいただきたいと思います。これだけの新聞記事に載っていますからね。町民の関心は如何ほどかということは皆さん察しがついていると思いますので、そこら辺は対応をしっかりお願いしたいと思います。それでもう一つ、2番目の行政報告のいぶきの無償譲渡の件ですが。これ昨日の新聞で見たら10日から24日まで中学生の美術展をやっているのですね。もっと早くこういう事業はお知らせしていただきたかったと思います。それで今後これは公共施設としての使用になるのだろうと思うのですが、これに関しての条例だとか色んなのが作られた上で使いやすい、町民がもっと自由に多様的に使えるような施設になるのかどうか。もし、そういう施設になるのであればいつ頃可能になるのか。時期と内容を伺います。

[村上総合支所長挙手]

〇議長(多田政拓君) 総合支所長。

○総合支所長(村上純一君) いぶきの関係ですが、今現在商工会の持ち物になっていまして、それを町への譲渡に向けて協議が始まるということなのですが、それに向けては内部協議だったり、内部協議が整った段階で色々な手続きがあったりということで具体的に申し上げますと、建設時の補助金にかかる財産処分の関係の確認。それから建設時の負担金協力者いわゆる寄付者なのですが、そういった方々への確認などの対応。あとはいぶき管理運営委員会や理事会において譲渡に向けた協議。あとは大きいところとしては事務局統合に向けた業務体制の検討ですとか、該当する課への説明などの対応。こういった内部協議が整った段階で無償譲渡について総会で議決をいただいたり、あとは補助金関係の財産処分の手続きがあったりと色々な協議や手続きがありまして、それぞれ相手のある協議だったり手続きということがありますので、現段階のスケジュールについてはご答弁いたし兼ねますのでその旨ご了承いただければと思います。

[及川町長挙手]

〇議長(多田政拓君) 町長。

○町長(及川秀一郎君) 6月18日に商工会長と事務局長に来ていただいて、先 ほどの行政報告の趣旨の報告をいただきました。私も通常総会に商工会の方 には来賓で出席していましたので承知をしていたところです。以前から議会 の中でも米川議員からご質問もいただいていたところですが、今時点では説 明したような様々な手続きを今後商工会としても進めていかなければなら ないということです。また、町としては今行政改革の関係で当然様々な公共 施設の統廃合というところも議論検討していかなければらならないという ことで既に行っておりますが、そういったところの俎上にも正式に上げてい かなければならないと思っていますし。また、時期によっては今の現有施設 も相当老朽化してきていますので、そういった際に利活用の方法によっては 手を加えていかなければならないということも出てきますでしょうから、商 工会さんとの懇談の中で私の今お話を聞いた段階では、第一段階では今の建 物をそのまま使えるような形での使い方の見直しは当然しなければなりま せんが、施設の改修が出てくる時には予算も伴ってきますので2段階方式と いうか、そういった形で行政改革と合わせて進めていかなければならないこ とだということのお話は商工会長さんとさせていただいたところです。

○議長(多田政拓君) 他にありませんか。

[工藤議員挙手]

〇議長(多田政拓君) 工藤秀一議員。

〇1番(工藤秀一君) 私の方からも安平川のPFASが検出というか数値が暫 定の目標値に対して高く出たということで、安平川の下流で測定した結果な ので、どこで発生しているかはまだ検査結果を待つところだと思います。私 も色々町内の方から質問を受けまして、自分なりに調査というかどういった ものなのかを確認したところ、現在世界的にも非常に問題になってきている 案件であって、日本でも相当前からこの調査をしている状況のようですけ ど、数年前に日本各地何十か所か測定した結果からこの暫定の目標値も出さ れたようです。そういったところを考えると、私は安平町だけの問題だけで なくて周辺も含めて色々調査していかないと、安全性を確保できないのでは ないかなという感じはしていますし。また、今回60ngということで暫定の目 標値になっている50ngを超えてはいますが、これが安全かどうかはわかりま せんが、ただ、これが例え40であれ30であれ安全かというとそうでもないよ うな感じも受けます。今後この目標値に対して下げていって更にまた目標値 を下げていくのかなという感じしていますので、これもっと報道を含めて安 平町風評被害受けるぞみたいな雰囲気がありますが、決してそうではなく て、これはこの辺一体というか北海道内、日本全国、世界中で今取り組んで いる内容でもあるので、そういったところを含めて正しい情報を、僕も得た 情報が正しいかどうかわからないですが、多分大半合っているのかなと思います。そういった正しい情報を町として早い段階で発信していただきたいなと。皆住民は不安に思っていますし、特に農家さんも不安に思っているところですので、もっと正しい情報、どれだけ人体に影響があるのかも含めて発信していただきたいなと思いますが、いかがですか。

[及川町長挙手]

- 〇議長(多田政拓君) 町長。
- ○町長(及川秀一郎君) 全くそのとおりだと思います。私たちもそういったことで北海道とも協議をし意見交換もしています。北海道も同じ考えだと思いますので、安平町は安平町域内での責任がありますし、2級河川は北海道の管理ですし、枝線の普通河川は安平町の方で、場所によってもその対応は変わってくることはありますが、いずれにしても北海道、国全体の問題化になっているというのは先ほど申し上げたとおりですので、そこら辺は北海道としても適切な対応をしていただけると思っていますし、また、町内の土地改良区の代表の方からも産業振興の方にはもう連絡が来ていますし、農業委員会の総会がちょうど17日にありまして、その中でも話題が出ていまして、そういった情報も我々聞いていますので。そういったことが風評被害とかに至らないように、そこは北海道またはJA、農協さんとも歩調を合わせながら連携しながら対応していかなければならないことだと認識しています。
- ○議長(多田政拓君) 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(**多田政拓君**) なければこれで行政報告を終わります。

◎ 日程第4 議案第1号

〇議長(多田政拓君) 日程第4、議案第1号 **令和6年度安平町一般会計補正 予算(第3号)について**を議題とします。提案説明を求めます。

[田中副町長挙手]

〇議長(多田政拓君) 副町長。

〇副町長(田中一省君) 議案第1号朗読

議案第1号

令和6年度安平町一般会計補正予算(第3号)について

令和6年度安平町一般会計補正予算(第3号)を別紙のとおり提出する。

令和6年7月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

住民税均等割のみ課税世帯給付金支給事業費の計上等により、令和6年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊補正予算書をご覧願います。

議案第1号

令和6年度安平町一般会計補正予算(第3号)

令和6年度安平町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,394千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ9,730,497千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年7月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和6年度安平町一般会計補正予算(第3号)について提案説明をいたします。今補正の主なものにつきまして、歳入では各種給付金支給事業の増額補正等に伴う国庫補助金2673万5000円の補正など、歳出では住民税均等割のみ課税世帯給付金支給事業費1744万9000円の補正などとなっています。

それでは歳出から説明いたします。6ページをお開き下さい。

2款総務費、1項2目電子計算費は、早来緑丘の北電柱移設に伴うエリア 放送光ケーブル架け替え経費を計上するものです。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費(1)低所得者世帯臨時特別給付金 支給事業は、令和6年度に新たに非課税世帯となった世帯が対象ですが、6 月補正時には令和6年度の住民税が確定していなかったため、令和4年度か ら令和5年度に新たに非課税世帯になった対象者に数名分増加した人数を概 算額として試算し補正予算を計上しましたが、本年は定額減税実施後の額に て住民税が確定したため、定額減税により住民税が非課税になる対象者が当 初80世帯から283世帯と想定より多かったために6月補正時の予算では不足 するため事務費を含め増額をするものです。7ページにまたがる(2)住民 税均等割のみ課税世帯給付金支給事業は、令和6年度に新たに均等割のみ課 税世帯となった世帯が対象ですが、令和5年度の繰越明許費設定時には令和 6年度の住民税が確定していなかったため、令和4年度から令和5年度に新 たに均等割のみ課税世帯になった対象者に数名増加した人数を概算額として 試算した結果、繰越明許費で対応が可能と判断いたしましたが、本年は定額 減税実施後の額にて住民税が確定するため、定額減税により住民税均等割の み課税になる対象者が当初51世帯から220世帯と想定よりも多かったために、 繰越明許費の予算では不足するため事務費を含め増額するものです。(3) 低所得者の子育て世帯加算給付金支給事業は、前段で説明しました2つの給 付金支給事業において対象者が120人と増加したため、本給付金支給事業にお いても不足が見込まれることから増額をするものです。(4)定額減税補足 給付金支給事業についても6月補正時では概算額で計上していましたが、令 和6年度住民税が1245人と確定したため不足分を増額するものです。なお、 これら各給付金支給事業については、転入者等の課税状況が不明な世帯が混 在いたしますことから、最大値をもって予算計上させていただき、10分の10 の国庫補助金を財源に実施する事業となります。

10款教育費、6項4目学校給食費は、給食車パワーゲート及び暖房用ヒートポンプ冷却ファンの修繕料。今後の修繕料の不足も見込まれることから増額をするものです。

引き続き歳入の説明をさせて頂きますので、5ページをお開きください。 16款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金は各給付金事業に交付される もので、事業費の10分の10で計上しています。

20款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は今補正の財源調整によるものです。

以上、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ5039万4000円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億3049万7000円とするものでございま す。ご審議の上ご決定下さいますよう、よろしくお願いいたします。 **〇議長(多田政拓君)** 説明が終わりましたのでこれから質疑をお受けします。 質疑は歳出からページごとに行います。

6ページをお開きください。6ページについて質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ7ページで質疑はありませんか。

[三浦議員挙手]

- 〇議長(多田政拓君) 三浦議員。
- **〇7番(三浦恵美子君)** 7ページの定額減税補足給付金事業の課税状況の不明の方がいらっしゃるためというご説明を受けたのですが、ここの部分の対応をどのようになっているのか詳しくお願いします。

[小板橋健康福祉課参事举手]

- 〇議長(多田政拓君) 健康福祉課参事。
- O健康福祉課参事(小板橋憲仁君) 課税部分の不明ですが、こちらの方は転入者、安平町に多い外国人の方、こういった方が含まれていますので、これら支給事業自体は始まっていますが、それら一人ずつ個々に調べまして、該当するのかしないのか判断をしていくということで現在進めています。不明者と言いますか、その方たちがおりますことから、そういった方々も含めての補正額ということでご理解いただきたいと思います。

[三浦議員挙手]

- 〇議長(多田政拓君) 三浦議員。
- **〇7番(三浦恵美子君)** 不明者も含めての補正ということで確定と出たのですが、では、ここの確定で出たりしないのか、そこら辺の確認も一応まだ不明ということなのですが、確認を取れているのかどうかお願いします。

「小板橋健康福祉課参事举手〕

- 〇議長(多田政拓君) 健康福祉課参事。
- **〇健康福祉課参事(小板橋憲仁君)** 現在作業を進めている中ですが、現在のところある程度判明をしつつあります。その中で新たにそういった方々がいらっしゃるようであれば追加でご案内を差し上げる流れになろうかと思います。予算の方はその分の方々も見込んでの予算で、最大値ということで予算

計上させていただいていますので予算自体は十分間に合うかなということで、こちらとしては判断させていただいて計上させていただきました。

○議長(多田政拓君) 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(多田政拓君) なければ 5 ページをお開きください。 5 ページ歳入について質疑はありませんか。

[鳥越議員挙手]

- 〇議長(多田政拓君) 鳥越議員。
- ○4番(鳥越真由美君) 子育て世帯の部分で、うちの町にも保護措置を受けて住んでいる方もいらっしゃるのかなと思いまして。その家庭への対応と、それからよく他の自治体で、保護措置というのは配偶者に住所を伏せて転入してきている方々に対する対応と、それからよく事故というか相手方に住所を知られてしまうということがあるので、それに対する対応を確認のために聞かせていただきたいと思います。
- 〇議長(多田政拓君) 今歳入ですが。
- ○4番(鳥越真由美君) ああ、ごめんなさい。
- ○議長(多田政拓君) 歳入の部分では。大丈夫。総括でよろしいですね。
- ○議長(多田政拓君) 歳入について他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ次に総括で質疑をお受けしたいと思いますが、 総括で質疑はありませんか。

[鳥越議員挙手]

- 〇議長(多田政拓君) 鳥越議員。
- **〇4番(鳥越真由美君)** すみません。先ほどの同じ質問をさせていただきたいと思います。保護措置の方への対応ですね。

[小板橋健康福祉課参事挙手]

〇議長(多田政拓君) 健康福祉課参事。

- O健康福祉課参事(小板橋憲仁君) 保護措置の方の対応ですが、こちらの方でもそういった方の世帯の状況を把握させていただいていますので、そこら辺も含めて漏れが無いような対応をさせていただいているのが現状です。住民票の居場所がわかってしまうということも言われていたかと思うのですが、その辺については住民票の閲覧ができないような、システム上そこをブロックをかけて職員でも誰でも見ることができないようなセキュリティをかけながら対応させていただいている状況になっています。
- 〇議長(多田政拓君) 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。 次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言

(「なし」の声あり)

〇議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のと おり可決されました。

◎ 閉会宣告

はありませんか。

〇議長(多田政拓君) 以上をもちまして本臨時会に付されました案件の審議は終了しました。会議の議事運営に特段の協力を賜り厚く御礼を申し上げます。それでは令和6年第6回安平町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午前10時51分

会議の経過を記載してその相違ない事を証するため、地方自治法第123条 第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和	年	月	日				
		議	長				
		<u>署名</u>	議員				
		署名	議員				